

公益社団法人青森県診療放射線技師会旅費規程

平成25年4月29日制定

平成30年6月17日改正

令和4年9月17日改正

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会の用務に要する旅費について、必要な事項を定める。

第2章 旅費の種類及び支給方法

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、以下のとおりとする。

(1) 運賃 当該旅客運賃。ただし、鉄道運賃の算定に際し、次のとおり付加支給する。

(ア) 片道200キロメートル以上の場合 新幹線特別急行料金又は一般特別料金

(イ) 片道100キロメートル以上の場合 普通急行料金

(2) 宿泊料 一泊 8,000円

(3) 雑費 一日 2,400円 ただし、用務が4時間未満は1,200円とする

(4) 用務にかかる駐車場料金は実費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず本会が主催する場合、前項第1号及び第2号については、実費又は実費相当分を支給することができる。

3 旅行パック等、運賃及び宿泊費が含まれている場合は、この実費を支給する。

4 第1項第2号の宿泊費が該当しない県外等の宿泊料は実費相当分を支給することができる。

5 外部講師による研修会等で、上位団体と主催または共催した場合に開催要綱等があり、これが優先される場合は、あらかじめ理事会に諮りその要綱に準ずることができる。

6 季節的な事情または災害等が原因で、通常の交通機関を利用できない場合、安全を優先して別の交通機関を利用することができる。

7 前項を適用する場合は、あらかじめ理事会に諮る。緊急性のある場合は会長がその判断を行う。

(旅行日数)

第3条 旅費算定上の旅行日数は、旅行のために要した日数とする。

(支給の手続き)

第4条 特別な事由により、この規程に因り難い場合は、会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

第3章 雑則

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。

附則

1 この規約は、平成30年6月17日改正、同日施行する。

附則

1 この規約は、令和4年9月17日改正、同日施行する。(第2条第1項第4号、第3項から第7項を追加)